

# 【別冊】

## ( 記 載 例 )

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」

事業登録の手引き [函館市]

令和4年(2022年)4月

市立函館保健所生活衛生課

### 目 次

様式 1	登録申請書-----	31
2	機械器具の概要-----	32
	検査室の設置場所、構造及び機械器具の配置を明らかにする図面-----	34
3	監督者等名簿-----	35
4	従事者の研修実施状況(計画)-----	36
5-1	作業実施方法等-----	40
5-2	作業実施方法等-----	43
6-1	登録事項変更届書-----	44
6-2	登録証明書書換え交付申請書-----	45
6-3	登録証明書再交付申請書-----	46
7	登録事業廃止届書-----	47
8-1	実績報告書-----	48
8-2	事業の実績-----	49
8-3	従事者研修記録簿-----	50

(様式 1)

別記第 3 号様式(第 4 条関係)

## 登 録 申 請 書

令和 4 年 4 月 1 日

市立函館保健所長 様

住 所 東京都千代田区丸の内 1 丁目 1 番 1 号  
申請者  
氏 名 厚生労働株式会社

代表取締役 東京 太郎  
東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1 番 1 号

押印は不要です。  
代表者の住所を記載してください。

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録を受けたいので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 1 2 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

事業の区分	建築物環境衛生総合管理業
営業所の名称	厚生労働株式会社函館支店
営業所の所在地	函館市若松町 1 番 1 号
営業所の責任者の職氏名	厚生労働株式会社函館支店 支店長 松風 太郎

### 注 1 添付書類

- (1) 事業の区分ごとに省令第 31 条第 2 項から第 9 項までに規定する書類
- (2) 申請者が法人の場合は、法人の登記事項証明書。ただし一般社団法人、一般財団法人、協同組合等にあつては登記事項証明書および定款等
- (3) 登録を受けている者が有効期間終了後引き続き登録を受けようとする場合は、現に受けている登録証明書の写し

注 2 申請書等の用紙の大きさは、函面等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とすること。

(様式2)

機 械 の 概 要

↓登録事業毎の記載例です

令和4年4月1日現在

	名 称	型 式	数 量	購 入 年 月
清掃業	1 真空掃除機	北海道(株) AB-100型	10	◎年◎月
	2 床みがき機	青森(株) TC-50型	20	"
空気環境測定業	1 浮遊粉じん測定器	青森(株) P-2型	2	◎年◎月
	2 一酸化炭素測定器	千葉(株) ○○式	6	"
	3 二酸化炭素測定器	千葉(株) ○○式	6	"
	4 温度計	岩手(株) VC型	3	"
	5 湿度計	岩手(株) WA型	3	"
	6 風速計	北海道(株) 1A-3型	3	"
環境衛生総合管理業	7 測定器固定用スタンド	秋田(株)	2	"
	残留塩素測定器	北海道(株) CL-9型	2	◎年◎月
空調用ダクト清掃業	1 電気ドリル	北海道(株) AC-100型	1	◎年◎月
	2 シャー (またはニブラ)	青森(株) JK-200型	1	"
	3 内視鏡	秋田(株) F-25型	1	"
	4 電子天びん (または化学天びん)	東京(株) HL-70型	1	◎年●月 健康(株)からリース
	5 コンプレッサー	千葉(株) JL-150型	1	◎年◎月 ↓別添貸借
	6 集じん機	北海道(株) AC-100型	1	" ↓契約書のとおり
	7 真空掃除機	静岡(株) S-10型	1	"
飲料水水質検査業	1 高圧蒸気滅菌器	北海道(株) AC-100型	1	◎年◎月
	2 恒温器	青森(株) JK-200型	1	"
	3 フレームレス原子吸光光度計 (または誘導結合プラズマ発光分光分析装置または誘導結合プラズマ質量分析装置)	東京(株) HL-70型	1	"
		千葉(株) JL-150型	1	"
	4 イオンクロマトグラフ	北海道(株) VI-22型	1	"
	5 乾燥器	秋田(株) F-25型	1	"
	6 全有機炭素定量装置	北海道(株) JK-23型	1	"
	7 pH計	北海道(株) PH-20型	1	"
	8 分光光度計 (または光電光度計)	静岡(株) S-10型	1	"
	9 ガスクロマトグラフ質量分析計	北海道(株) I-20型	1	"
10 電子天びん (または化学天びん)	北海道(株) JK-24型	1	"	

注 機械器具を賃貸借により所有している場合は、賃貸借の期間、使用条件等がわかる契約書等の写しを添付すること。

<"機械の概要" 続き>

飲料水  
貯水槽清掃業

1	揚水ポンプ	東京(株) HL-10型	1	◎年◎月
2	高圧洗浄機	千葉(株) L-20型	1	"
3	残水処理機	静岡(株) ET-50型	1	"
4	換気ファン	東京(株) HL-70型	1	"
5	防水型照明器具	東京(株) HE-15型	1	"
6	色度計	北海道(株) CL-9型	1	"
7	濁度計	北海道(株) ML-8型	1	"
8	残留塩素測定器	北海道(株) JH-7型	1	"

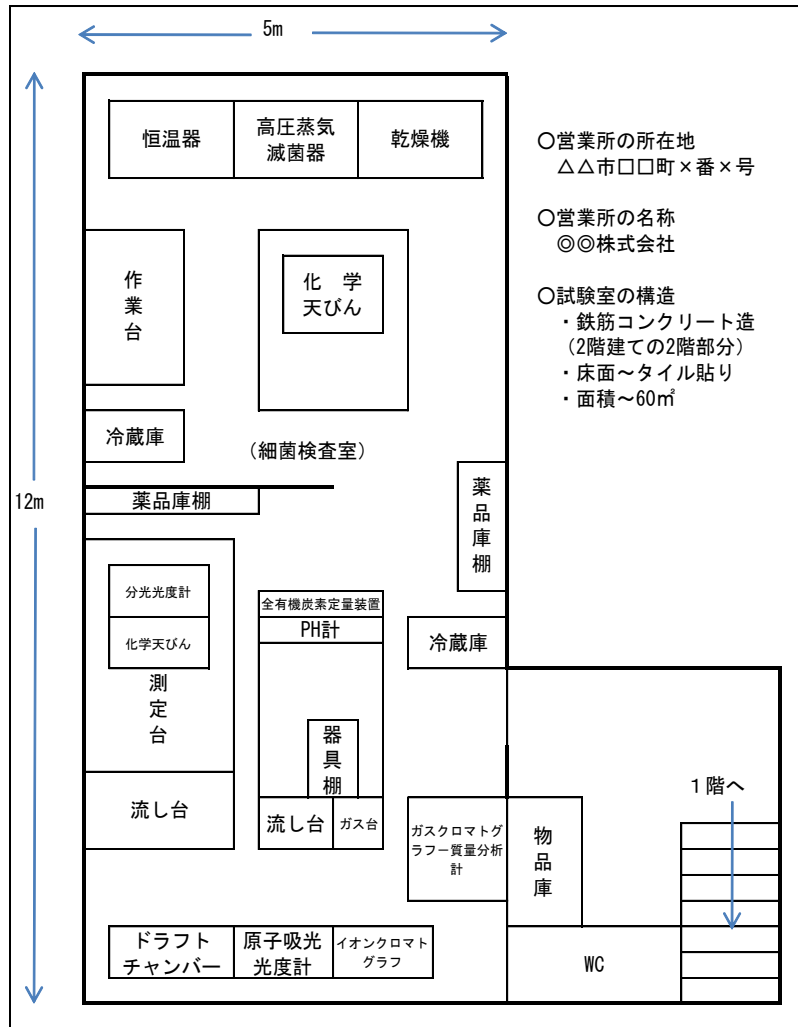
排水管  
清掃業

1	内視鏡	東京(株) HL-10型	1	◎年◎月
2	高圧洗浄機	千葉(株) L-20型	1	"
3	高圧ホース	静岡(株) ET-50型	1	"
4	洗浄ノズル	東京(株) HL-70型	1	"
5	ワイヤ式管清掃機	東京(株) HE-15型	1	"
6	空圧式管清掃機	北海道(株) CL-9型	1	"
7	排水ポンプ	北海道(株) ML-8型	1	"

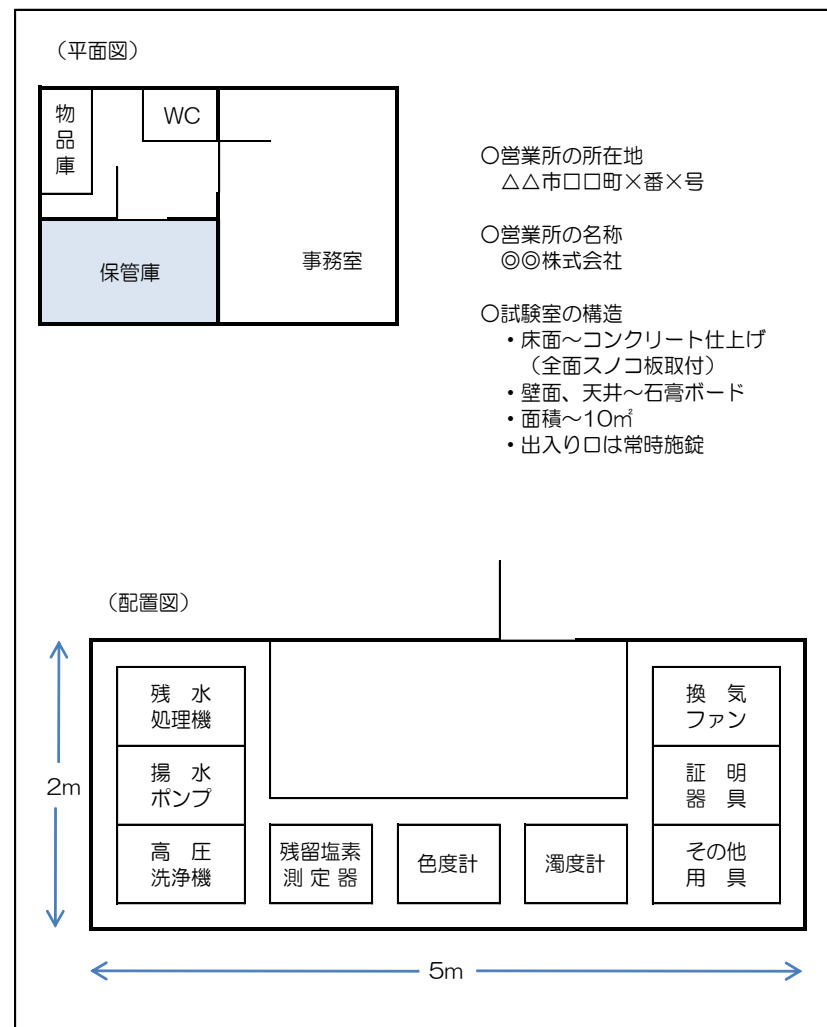
ねずみ昆虫等  
防除業

1	照明器具	東京(株) HI-12型	1	◎年◎月
2	調査用トラップ	東京(株) EB-52型	1	"
3	実体顕微鏡	東京(株) E-50型	1	"
4	毒じ皿	東京(株) F-50型	100	"
5	毒じ箱	東京(株) G-50型	100	"
6	捕そ器	東京(株) H-50型	1	"
7	噴霧機	広島(株) GM-3型	1	"
8	散粉機	福岡(株) SP-10型	1	"
9	真空掃除機	東京(株) HE-15型	1	"
10	防毒マスク	北海道(株) AB-30型	10	"
11	消火器	北海道(株) CD-99型	1	"

○ 検査室の設置場所、構造及び機械器具の配置を明らかにする図面  
 (建築物飲料水水質検査業)



○ 機械器具の保管庫の設置場所、構造及び保管状態を明らかにする図面  
 (建築物飲料水貯水槽清掃業)



※ 用紙の大きさは、A4とすること。

建築物排水管清掃業、建築物ねずみ昆虫等防除業に係る保管庫の場合も上記に準じて作成すること。

(様式3)

監督者等名簿

(様式5-1)の「作業班」と一致させてください。

↓登録事業毎の記載例です。

令和4年4月1日現在

	監督者、実施者等の別	氏名	業務範囲	経験年数	資格の種別	資格取得年月日
清掃業	清掃作業監督者	松井 一郎	第1班	6年	清掃作業監督者(再)講習会修了 第1000号	□年□月□日
	清掃作業監督者	竹田 二郎	第2班	7年	清掃作業監督者講習会修了 第1001号	□年□月□日
空気環境 測定業	空気環境測定実施者	梅村 三郎		6年	空気環境測定実施者講習会修了 第2000号 (または建築物環境衛生管理技術者 第3000号)	□年□月□日
空気調和 ダクト清掃業	空気調和用 ダクト清掃作業監督者	桜井 四郎		9年	ダクト清掃作業監督者(再)講習会修了 第4000号 (または建築物環境衛生管理技術者 第3001号)	□年□月□日
飲料水 水質検査業	水質検査実施者	藤沢 五郎	細菌検査	5年	臨床検査技師 第5000号	□年□月□日
	水質検査実施者	草薙 六郎	理科学検査	8年	〇〇大学△△学部××学科卒業	□年□月□日
飲料水 貯水槽清掃業	貯水槽清掃作業監督者	秋田 七郎		6年	貯水槽清掃作業監督者(再)講習会修了 第6000号 (または建築物環境衛生管理技術者 第3002号)	□年□月□日
排水管 清掃業	排水管清掃作業監督者	薄田 八郎		6年	排水管清掃作業監督者(再)講習会修了 第7000号 (または建築物環境衛生管理技術者 第3003号)	□年□月□日
ねずみ昆虫等 防除業	防除作業監督者	岡田 生子		6年	防除作業監督者(再)講習会修了 第8000号	□年□月□日
環境衛生 総合管理業	統括管理者	池谷 太郎		8年	統括管理者(再)講習会修了 第9000号	□年□月□日
	清掃作業監督者	大谷 翔太		6年	清掃作業監督者(再)講習会修了 第1002号	□年□月□日
	空調給排水管理監督者	原口 正子		7年	空調給排水管理監督者(再)講習会修了 第10000号	□年□月□日
	空気環境測定実施者	柏木 輝子		6年	空気環境測定実施者(再)講習会修了 第2001号	□年□月□日

注 監督者等の資格を証する書類を添付すること。

《新規》 ” 実施状況～建築物清掃業” の場合  
 ※他の業種の場合は、「従事者の研修計画」の記載例を参考にしてください。

(様式4)

従事者の研修実施状況(計画)

(自 年 月 日 至 年 月 日)

令和4年4月1日現在

研修の期日	研修の内容	指導者の氏名および資格	対象従事者数	参加従事者数
○年○月○日	1 清掃の目的と作業従事者の心得(60分間) (1) 清掃の目的	一般社団法人北海道 ビルメンテナンス協会 指導員	25名	10名
○年◇月◇日	(2) 作業従事者の心得 2 ビルの清掃の基本作業と基本知識(240分間) (1) ほうき, ぞうきんモップの使い方 (2) 真空掃除機と床みがき機の使い方 (3) 清掃用具と機械 (4) 洗剤 (5) 床維持剤, その他の資材			15名
	3 建築物内廃棄物処理(60分間) (1) 廃棄物処理と社会環境 (2) 廃棄物処理作業の注意事項 4 作業の安全と衛生(60分間) (1) 清掃作業の労働災害 (2) 労働衛生			計25名
	計 7時間			
登録団体の 証明欄	上記の研修については、本団体により行われたものである。 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>年 月 日</span> <span>登録団体名</span> <span>代表者氏名</span> <span>印</span> </div>			

厚生労働大臣の登録を受けた団体が実施する研修の場合。

注1 厚生労働大臣の登録を受けた団体が実施する研修を受講した場合は、その団体で証明の手続きを行うこと。

注2 事業主が自ら研修を実施した場合は、研修に使用した教材の写真および研修の指導者の資格を証する書類を添付すること。

注3 「研修計画」の場合は、証明欄を斜線で抹消すること。

《再登録》” 実施状況～建築物清掃業” の場合  
 ※他の業種の場合は、「従事者の研修計画」の記載例を参考にしてください。

現に受けている登録の有効期間を記載してください。

(様式4)

従事者の研修実施状況(計画)

(自 □□年 ○月○○日 至 ◇◇年 △月▽▽日)  
 令和4年4月1日現在

研修の期日	研修の内容	指導者の氏名および資格	対象従事者数	参加従事者数
○年□月□日	1 清掃の目的と作業従事者の心得(60分間) (1) 清掃の目的 (2) 作業従事者の心得 2 ビルの清掃の基本作業と基本知識(240分間) (1) ほうき, ぞうきんモップの使い方 (2) 真空掃除機と床みがき機の使い方 (3) 清掃用具と機械 (4) 洗剤 (5) 床維持剤, その他の資材 3 建築物内廃棄物処理(60分間) (1) 廃棄物処理と社会環境 (2) 廃棄物処理作業の注意事項 4 作業の安全と衛生(60分間) (1) 清掃作業の労働災害 (2) 労働衛生 計 7時間	一般社団法人北海道 ビルメンテナンス協会 指導員		10名
○年◇月◇日			20名	10名
第1年計				計20名
□年□月□日			18名	18名
第2年計				
◇年□月□日			21名	11名
◇年×月×日	20名	10名		
第3年計		計21名		
△年□月□日		20名	20名	
第4年計				
▽年○月○日		19名	19名	
第5年計				
■年◇月◇日		20名	20名	
第6年計				
登録団体の 証明欄	上記の研修については、本団体により行われたものである。 年 月 日 登録団体名 代表者氏名 印			

厚生労働大臣の登録を受けた団体が実施する研修の場合。

- 注1 厚生労働大臣の登録を受けた団体が実施する研修を受講した場合は、その団体で証明の手続きを行うこと。
- 注2 事業主が自ら研修を実施した場合は、研修に使用した教材の写真および研修の指導者の資格を証する書類を添付すること。
- 注3 「研修計画」の場合は、証明欄を斜線で抹消すること。



《新規・再登録》登録後1年間の従事者研修計画  
 (カリキュラム例) ※7時間以上確保すること

(様式4)

従事者の研修実施状況(計画)

(自 年 月 日 至 年 月 日)  
 令和4年4月1日現在

↓登録事業毎の記載例です。

清掃業

環境衛生  
 総合管理業

研修の期日	研修の内容	指導者の氏名および資格	対象従事者数	参加従事者数
□年◇月◇日	1 清掃の目的と作業従事者の心得(60分間) (1)清掃の目的(2)作業従事者の心得	一般社団法人北海道ビル メンテナンス協会 指導員	18名	10名
	2 ビルの清掃の基本作業と基本知識(240分間) (1)ほうき, ぞうきんモップの使い方 (2)真空掃除機と床みがき機の使い方 (3)清掃用具と機械 (4)洗剤 (5)床維持剤, その他の資材			8名
	3 建築物内廃棄物処理(60分間) (1)廃棄物処理と社会環境 (2)廃棄物処理作業の注意事項			計 18名
	4 作業の安全と衛生(60分間) (1)清掃作業の労働災害 (2)労働衛生			計 7時間
□年○年◇日	(空気環境の調整従事者) 1 空気環境の調整(120分) (1)関係法令 (2)空気調和設備, 機械換気設備の維持管理方法	原口 竹子 空調給排水管理監督者講習会 修了第10000号	3名	3名
□年○月○日	(給排水管理従事者) 1 給水設備, 排水設備の維持管理(120分) (1)関係法令 (2)作業の安全と衛生 (3)貯水槽, 給水系統の配管の管理について (4)排水槽, 排水管の管理について	原口 竹子 空調給排水管理監督者講習会 修了第10000号	3名	3名
□年○月◇日	(水質検査従事者) 1 給水栓における水の検査(120分間) (1)水に含まれる残留塩素の検査 (2)水の色, 濁り, 臭いおよび味の検査 (3)関係法令 2 水の異常の判断方法(60分間)	原口 竹子 空調給排水管理監督者講習会 修了第10000号	3名	3名

<” 研修計画” 続き>

<p>空気調和用 ダクト清掃業</p>	<p>□年▽月△日</p>	<p>1 ダクトの清掃の基本原則（60分間） 2ダクト清掃要領（100分間） 3 安全および衛生（40分間） 4 作業従事者の心得（60分間） 5 空気調和設備概論（100分間） 6 ダクト汚染と診断方法（60分間） 計 7時間</p>	<p>梅田 史郎 ダクト清掃作業監督者講習会 修了第5000号</p>	<p>3名</p>	<p>3名</p>
<p>飲料水 貯水槽清掃業</p>	<p>□年▽月○日</p>	<p>1 建築物衛生法（60分間） (1)貯水槽に関する関係法令 2 水と健康（60分間） (1)飲料水と人の健康 3 作業の安全と衛生（60分間） (1)衛生的な貯水槽の実施 4 給水設備機器（60分間） (1)貯水槽の構造 5 貯水槽の清掃方法（60分間） (1)貯水槽清掃の概要 6 貯水槽の消毒方法（60分間） (1)消毒の意義，定義，方法 7 貯水槽の塗装方法（60分間） 計7時間</p>	<p>一般社団法人北海道ビル メンテナンス協会 指導員</p>	<p>3名</p>	<p>3名</p>
<p>排水管 清掃業</p>	<p>□年○月◇日</p>	<p>1 建築物衛生法と関係法令および排水管清掃作業の安全と衛生（60分間） 2 排水設備概論（60分間） 3 点検診断・検査（90分間） 4 排水設備の清掃実務および清掃機器の使用方法（150分間） 5 業務管理一般論（60分間） 計 7時間</p>	<p>公益社団法人全国ビル メンテナンス協会指導員</p>	<p>3名</p>	<p>3名</p>
<p>ねずみ昆虫等 防除業</p>	<p>□年□月◇日</p>	<p>1 ビルの環境衛生行政 2 防除作業従事者の責任と任務（30分間） 3 建築構造や設備とネズミ・昆虫等 4 ネズミ害虫防除概論（30分間） 5 殺鼠剤の種類と使用方法 6 殺虫剤の種類と使用方法（120分間） 7 機器の種類と使用法 8 防除作業の安全・衛生（60分間） 9 ゴキブリの生態と防除（60分間） 10 その他の害虫の生態と防除（60分間） 11 感染症対策（60分間） 計 7時間</p>	<p>一般社団法人北海道ビル メンテナンス協会 指導員</p>	<p>3名</p>	<p>3名</p>

(様式5-1)

作業実施方法等

様式2, 様式3の記載内容と一致させてください。

令和4年4月1日現在

↓登録事業毎の記載例です。

清掃業

空気環境  
測定業

環境衛生  
総合管理業

作業班	監督者等	使用する機械器具
1班 田中 一郎(責任者) 従事者数 20名	清掃作業監督者 田中 一郎	真空掃除機 北海道(株) AB-100型 5台 床みがき機 青森(株) TC-50型 15台
2班 佐々木 二郎(責任者) 従事者数 15名	清掃作業監督者 佐々木 二郎	真空掃除機 北海道(株) AB-100型 5台 床みがき機 青森(株) TC-50型 5台
<p>作業班編成</p> <p>1 床面の清掃, カーペット類の清掃および日常的に清掃を行わない箇所の清掃は, 平成14年3月26日厚生労働省告示第117号第1の1から3のとおり行う。  2 真空掃除機, 床みがき機, その他の掃除用器具並びにこれらの機械器具の保管庫は, 定期に点検し, 必要に応じ, 整備, 取替え等を行う。  3 作業に伴って発生する廃棄物は, 収集し建築物内の貯留設備へ運搬後適切な分別を行ったうえ, 関係法令等を遵守し処理する。これら一連の作業は衛生的かつ効率的な方法により速やかに行うものとし, 使用する各設備について, 定期に点検し必要に応じて補修, 消毒等を行う。  4 作業によって生じる排水は, 関係法令等を遵守し処理を行う。  5 上記1から4までに掲げる作業方法等について, 建築物の用途および使用状況等を考慮した作業計画および作業手順書を作成し, これらに基づき作業を行う。  また, これらの内容並びに作業等の実施状況について, 3か月以内ごとに1回, 定期に点検し, 必要に応じ, 適切な措置を講じる。  6 作業の状況について, 報告書を2部作成し, 1部は建築物維持管理権原者へ提出し, 1部は自社で5年間保存する。</p>		
<p>作業手順</p> <p>1 空気環境の測定は, 法施行規則第3条の2第1項に定める方法に準じて行う。  2 空気環境の測定に用いる測定器について, 定期に点検し, 必要に応じ, 較正, 整備または修理を行うとともに, 使用する測定器ごとに点検等の記録を整理して保管する。  3 測定結果について, 報告書を2部作成し, 1部は建築物維持管理権原者へ提出し, 1部は自社で5年間保存する。  測定結果保存責任者: 空気環境測定実施者 藤澤 三郎  4 測定の結果, 建築物環境衛生管理基準に適合しなかった項目については, その原因と改善策を検討し, 建築物維持管理権原者および建築物環境衛生管理技術者へ提示する。</p>		
<p>環境衛生総合管理業</p> <p>1 貯水槽等飲料水に関する設備の維持管理は, 平成14年3月26日厚生労働省告示第117号第8の5の一から九のとおり行う。  2 雑用水槽等の雑用水に関する設備の維持管理は, 同第8の6の一から七のとおり行う。  3 排水槽等の排水に関する設備の維持管理は, 同8の7の一から四のとおり行う。  4 給水栓における飲料水に含まれる遊離残留塩素の検査は, 7日に1回以上, 定期に行うとともに, 飲料水の色, 濁り, 臭いおよび味その他の状態に異常がないことを随時確認する。  5 上記1から4までに掲げる作業方法等について, 建築物の用途および使用状況等を考慮した作業計画および作業手順書を作成し, これらに基づき作業を行う。  また, これらの内容並びに作業等の実施状況について, 3か月以内ごとに1回, 定期に点検し, 必要に応じ, 適切な措置を講じる。  6 作業の状況および測定結果について, 報告書を2部作成し, 1部は建築物維持管理権原者へ提出し, 1部は自社で5年間保存する。</p>		

＜”様式5-1 作業実施方法等” 続き＞

空気調和用  
ダクト清掃業

- 1 ダクトの清掃を行うにあたっては、配管系統、寸法、形状および材質を図面等により確認するほか、作業を実施日の建築物の使用状況およびダクトの運転状況を考慮した適切な方法により行うこととし、次のとおりとする。
- 2 作業に使用する資機材の搬入時および清掃時における天井、壁、床、室内における備品等の汚損を防止するため、必要な場所にフィルムシートによる養生等を行う。
- 3 清掃の前後において、ダクト内部の粉じんの堆積状況等を内視鏡により点検するとともに、堆積している粉じんの量を測定して清掃の効果を確認する。
- 4 清掃後、送風機を試運転し、ダクト内部に残留した粉じんが室内に流入しないことを確認し、流入が認められる場合は再度清掃を行う等必要な措置を講じる。
- 5 上記1から4までに掲げる作業方法等について、建築物の用途および使用状況等を考慮した作業計画および作業手順書を作成し、これらに基づき作業を行う。  
また、これらの内容並びに作業等の実施状況について、定期に点検し、必要に応じ、適切な措置を講じる。
- 6 作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ整備または修理を行う。
- 7 作業によって生じる廃棄物は、関係法令等を遵守し適正に処理を行う。
- 8 作業の状況について、報告書を2部作成し、1部は建築物維持管理権原者へ提出し、1部は自社で5年間保存する。

飲料水  
水質検査業

作  
業  
手  
順

- 1 水質基準に関する省令平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項について水質検査を行う場合は、平成15年厚生労働省告示第261号に定める方法により行う。
- 2 水質検査は試料の採取後速やかに行うこととし、試料を保存する場合は、試料の水質が変化しないように冷暗所に保存する。
- 3 水質検査に用いる試薬および標準物質は、施錠できる保管庫等に保管する。
- 4 水質検査に用いる機械器具等は、定期に点検し、必要に応じ整備または修理を行うとともに、使用する機械器具等ごとに点検等の記録を整理して保管する。  
検査室管理責任者：水質検査実施者 三木 五郎
- 5 検査結果について、報告書を2部作成し、1部は建築物維持管理権原者へ提出し、1部は自社で5年間保存する。  
検査結果保存責任者：水質検査実施者 田畑 六郎
- 6 検査の結果、建築物環境衛生管理基準に適合しなかった項目については、その原因と改善策を検討し、建築物維持管理権原者および建築物環境衛生管理技術者へ提示する。

飲料水  
貯水槽清掃業

- 1 作業に用いる作業衣および機械器具等は貯水槽清掃専用のものとし、定期に点検し、必要に応じ整備または修理を行う。  
保管庫管理責任者：貯水槽清掃作業監督者 林 七郎
- 2 作業にあたっては、作業衣等を次亜塩素酸ナトリウム溶液（50～100ppm）で消毒する。
- 3 高置水槽、圧力水槽等の清掃は、受水槽の清掃後に行うものとし、原則同日に行う。
- 4 貯水槽（貯湯槽を含む。以下同じ。）内の沈でん物質および浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除するとともに貯水槽周辺の清掃を行う。
- 5 貯水槽の消毒は、清掃終了後塩素剤を用いて2回以上行い、消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに貯水槽内に立ち入らない。  
なお、消毒の方法は、貯水槽内の全面に次亜塩素酸ナトリウム溶液（50～100ppm）を高圧洗浄機を利用して噴霧し、30分以上放置する。
- 6 貯水槽水張り終了後、給水栓および貯水槽内における水について、平成14年3月26日厚生労働省告示第117号第5の4の規定により検査を行い、基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講じる。
- 7 作業状況、設備等の状態、水質検査結果等についての報告書を2部作成し、1部は建築物維持管理権原者へ提出し、1部は自社で5年間保存する。
- 8 従事者については、6か月ごとに医療機関等で検便等を行う。検査項目は赤痢、腸チフス菌、パラチフス菌のほか必要に応じたものとする。

＜”様式5-1 作業実施方法等” 続き＞

排水管  
清掃業

ねずみ昆虫等  
防除業

作 業 手 順	<p>1 清掃は、排水管の管径、長さ、材質、排水の種類に応じ、適切な方法により行う。</p> <p>2 清掃の前後における排水管内部の閉塞の状況を内視鏡により点検し、清掃の効果を確認する。</p> <p>3 敷地内のマンホールを開放して作業を行う場合は、安全標識を使用する等、十分な安全対策を講じる。</p> <p>4 排水管の清掃終了後、掃除口周辺の清掃を行い、排水管の継ぎ目等から漏水がないこと、トラップの封水が適切に保たれていること等を確認する。</p> <p>5 作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ整備または修理を行う。</p> <p style="text-align: center;">保管庫管理責任者：排水管清掃作業監督者 北村 八郎</p> <p>6 作業の状況、設備等の状態等についての報告書を2部作成し、1部は建築物維持管理権原者へ提出し、1部は自社で5年間保存する。</p>
	<p>1 作業は、ねずみ、昆虫等の発生場所、生息場所、侵入経路、被害の状況等を調査し、当該調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により行う。</p> <p>2 食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器および廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、2か月以内ごとに1回、その生息状況等を調査し必要に応じ発生を防止するための措置を講じる。</p> <p>3 防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講じる。</p> <p>4 殺そ剤または殺虫剤を用いる場合は、薬機法上の製造販売の承認を受けた医薬品または医薬部外品を用いる。また、使用および管理を適切に行い作業員、建築物の使用者等の事故の防止に務める。</p> <p>5 使用する薬剤：〇〇、△△、××</p> <p>6 薬剤の保管は、施錠できる専用の保管庫で行う。</p> <p style="text-align: center;">保管庫管理責任者：防除作業監督者 岡田 松子</p> <p>7 作業の状況について、報告書を2部作成し、1部は建築物維持管理権原者へ提出し、1部は自社で5年間保存する。</p>

注 総合管理業については、①清掃作業、②空気環境の測定、③空気環境の調整、給排水の管理および簡易な水質検査のそれぞれについて作成すること。

作業実施方法

令和4年4月1日現在

業務を委託する際の手順および委託した業務の実施状況の把握方法

作業および使用する機械、器具の維持管理は原則として自社で行うが、他の者に委託する場合には次のとおりとする。

- 1 業務を委託する者（以下「受託者」という。）の氏名（法人の場合は名称）、委託する業務の範囲および期間を、建築物維持管理権原者に対してあらかじめ通知する。
- 2 受託者の業務の方法が、平成14年3月26日厚生労働省告示第117号に掲げる作業の基準を満たしていることを把握するため、業務の実施計画および実施状況を報告させるとともに、現場確認を行う。

\* 空気環境測定業、飲料水水質検査業、総合管理業の場合のみ記載すること

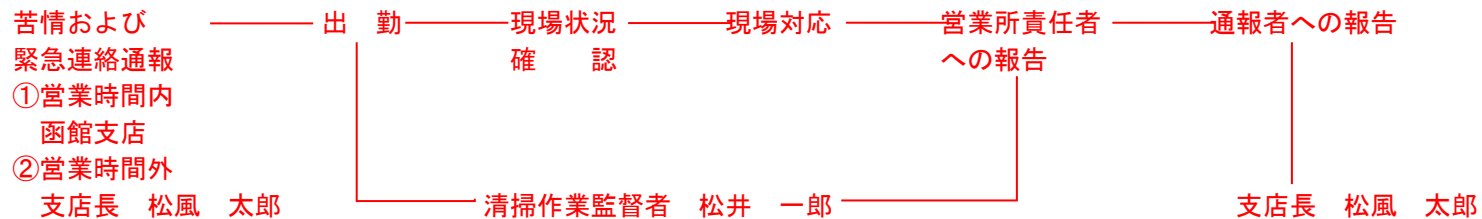
- 3 測定（検査）結果は自社で保管する。

\* 委託先が決まっている場合のみ記載すること

- 4 委託する者の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）、氏名（法人の場合は名称並びに代表者名）

※ 委託しない場合は「委託無し」と記載すること。

苦情および緊急の連絡に対する体制



(様式 6-1)

別記第 4 号様式(第 5 条関係)その 1

## 登録事項変更届書

令和 5 年 4 月 1 0 日

市立函館保健所長 様

住 所 東京都千代田区丸の内 1 丁目 1 番 1 号  
届出者

氏 名 厚生労働株式会社  
代表取締役 東京 太郎  
東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1 番 1 号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第 3 3 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業の区分	建築物環境衛生総合管理業
登録年月日	令和 4 年 4 月 1 日
登録番号	函館市□□総第○号
営業所の名称	厚生労働株式会社函館支店
営業所の所在地	函館市若松町 1 番 1 号
変更事項	営業所所在地の変更
変更前	函館市若松町 1 番 1 号
変更後	函館市松風町 4 番 1 3 号
変更年月日	令和 5 年 3 月 3 1 日

### 注 1 添付書類

(1) 法人に係る省令第 3 3 条第 1 項第 1 号に掲げる事項の変更の場合は、法人の登記事項証明書。ただし、一般社団法人、一般財団法人、協同組合組合等にあつては、登記事項証明書および定款

(2) 省令第 3 3 条第 2 項に規定する書類

注 2 「事業の区分」、「登録年月日」、「登録番号」、「営業所の名称」、および「営業所の所在地」欄は、登録証明書により記載すること。

注 3 届書等の用紙の大きさは、函面等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とすること。

(様式 6-2)

別記第 5 号様式(第 6 条関係)

## 登録証明書書換え交付申請書

令和 4 年 4 月 1 0 日

市立函館保健所長 様

住 所 東京都千代田区丸の内 1 丁目 1 番 1 号  
申請者  
氏 名 厚生労働株式会社  
代表取締役 東京 太郎  
東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1 番 1 号

登録証明書の書換え交付を受けたいので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則第 6 条の規定により、次のとおり申請します。

事業の区分	建築物環境衛生総合管理業
登録年月日	令和 4 年 4 月 1 日
登録番号	函館市□□総第○号

		変更前	変更後
変更事項	商号または名称		
	代表者氏名		
	営業所の名称		
	営業所の所在地	函館市若松町 1 番 1 号	函館市松風町 4 番 1 3 号

注 1 添付書類

現に受けている登録証明書

注 2 「事業の区分」、「登録年月日」および「登録番号」欄は、登録証明書により記載すること。

注 3 申請書の用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。



(様式 6-3)

別記第 6 号様式(第 7 条関係)

## 登録証明書再交付申請書

令和 5 年 3 月 1 0 日

市立函館保健所長 様

住 所 東京都千代田区丸の内 1 丁目 1 番 1 号  
申請者

氏 名 厚生労働株式会社  
代表取締役 東京 太郎  
東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1 番 1 号

登録証明書の再交付を受けたいので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則第 6 条の規定により、次のとおり申請します。

事業の区分	建築物環境衛生総合管理業
登録年月日	令和 4 年 4 月 1 日
登録番号	函館市□□総第○号
営業所の名称	厚生労働株式会社函館支店
営業所の所在地	函館市若松町 1 番 1 号
再交付申請の理由	破 損・汚 損・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">亡 失</span>
	亡失の場合は、具体的な理由 最後に確認したのは△△年○月○日に取引先に提示したとき。△△年●月○日に書類の整理を行ったため、その際に他の書類と一緒に廃棄してしまったと思われる。

注 1 添付書類

現に受けている登録証明書（破損または汚損の場合のみ）

注 2 「事業の区分」, 「登録年月日」, 「登録番号」, 「営業所の名称」および「営業所の所在地」欄は、登録証明書により記載すること。

注 3 申請書の用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

(様式 7)

別記第 4 号様式(第 5 条関係)その 2

## 登録事業廃止届書

令和 5 年 1 月 3 1 日

市立函館保健所長 様

住 所 東京都千代田区丸の内 1 丁目 1 番 1 号  
届出者

氏 名 厚生労働株式会社  
代表取締役 東京 太郎  
東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1 番 1 号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第 3 3 条  
第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業の区分	建築物環境衛生総合管理業
登録年月日	令和 4 年 4 月 1 日
登録番号	函館市□□総第○号
営業所の名称	厚生労働株式会社函館支店
営業所の所在地	函館市若松町 1 番 1 号
廃止の理由	事業の廃止
廃止年月日	令和 5 年 1 月 2 5 日

注 1 「事業の区分」, 「登録年月日」, 「登録番号」, 「営業所の名称」 および  
「営業所の所在地」欄は, 登録証明書により記載すること。

注 2 現に受けている登録証明書を添付すること。

注 3 申請書の用紙の大きさは, 日本工業規格 A 4 とすること。

(様式 8-1)

# 実 績 報 告 書

令和 5 年 4 月 1 5 日

市立函館保健所長 様

住 所 東京都千代田区丸の内 1 丁目 1 番 1 号

氏 名 厚生労働株式会社

代表取締役 東京 太郎

東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1 番 1 号

電 話 03-△△△-▽▽▽▽

担当者 □□ ◇◇

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 1 2 条の 2 第 1 項の規定による登録事業について、次のとおり報告します。

事業の区分	建築物環境衛生総合管理業
登録番号	函館市□□総第○号
登録の有効期間	令和 4 年 4 月 1 日 から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日 まで
営業所の名称	厚生労働株式会社函館支店
営業所の所在地	函館市若松町 1 番 1 号
実績報告期間	令和 4 年 4 月 1 日 から 令和 5 年 3 月 3 1 日 まで
機械器具の概要	様式 2 のとおり (建築物空気環境測定業, 建築物環境衛生総合管理業については粉じん計の校正票(写)を添付)
監督者等名簿	様式 3 のとおり
事業の実績	様式 8-2 のとおり
従事者研修記録	様式 8-3 のとおり (空気環境測定業, 水質検査業を除く)

初年度は登録の日から,  
2 年度目以降は,  
4 月 1 日からです。

注 1 実績報告は、事業の区分ごとに報告すること。

注 2 報告対象期間中に新規登録した営業所は、登録された日から 3 月 3 1 日までの実績を報告すること。

(様式 8-2)

## 事業の実績

営業所の名称	厚生労働株式会社函館支店
登録番号	函館市□□総第○号

作業を受託した特定建築物の概況				
番号	名称	所在 市町村名	作業(検査)の内容	実施年月
1	(株)○○観光 ○○ホテル	函館市	(1) 日常の清掃 (2) 6か月ごとの清掃 (日常行わない場所の 清掃、除じん、洗浄)	(1) 通年 (2) 3, 9月
2	(株)△△ △△スーパー亀田店	函館市	(1) 日常の清掃 (2) 3か月ごとの清掃 (日常行わない場所の 清掃、除じん、洗浄)	(1) 通年 (2) 4, 7, 10, 1月
3				
4				
5				

※ 欄が不足する場合は、別紙を使用すること。

(様式 8-3)

## 従事者研修記録簿

研修の期日	令和4年7月1日 ○時□分～ △時□分
研修の内容	1 建築物衛生法（1時間） 2 貯水槽の清掃方法（2時間） 貯水槽の消毒方法 貯水槽の塗装方法 3 水と健康（1時間） 4 作業の安全と衛生（3時間） 給水設備と機器  計7時間
使用教材	貯水槽管理中央協議会発行 改訂「貯水槽清掃作業従事者研修テキスト」 （平成30年6月1日第2版第1刷）
指導担当者の氏名 および資格	一般社団法人北海道ビルメンテナンス協会指導員
参加従事者の氏名および人数  ○○ ○○ △△ △△ □□ □□  計3名	

※ 従事者（パート・アルバイト等を含む）全員が、登録期間（6年間）中に、原則として毎年1回以上研修を受講する必要があります。